

## 届出に必要な書類

- ※ 届出は、営業所の所在地を管轄する警察署に提出してください。
- ※ 県内に複数営業所がある場合は、営業所の所在地を管轄する警察署のうち、いずれか一つの警察署にまとめて提出しても構いません。

### ◆ 開始 ◆

- 提出期限：営業を開始する日の前日まで

必要書類		個人	法人
営業開始届出書（様式第1号）		○	○
営業所	平面図	○	○
	周辺の略図	○	○
保管場所	平面図	○	○
	周辺の略図	○	○
住民票の写し ※ 本(国)籍が記載されているもの		○	△ ※法人代表者のみ
定款			○
登記事項証明書			○

- ※ 複数の営業所の開始届を提出する場合、内容が同一の場合の添付資料は、いずれか一つの届出書に添付すれば足够了。 (住民票の写し、定款 など)

### ◆ 変更 ◆ ※営業所の移転を除く

- 提出期限：変更の日から14日以内  
※法人の登記事項にかかる変更は20日以内

必要書類	個人	法人
届出事項変更届出書（様式第3号）	○	○
変更箇所にかかる上記表の書類	△	△

### ◆ 廃止 ◆

- 提出期限：変更の日から14日以内

必要書類	個人	法人
営業廃止届出書（様式第2号）	○	○

**※営業所を移転する場合は、現在地の廃止届と移転先の開始届を提出してください。**